

中央大学学員会支部「白門1984会」規約 (Oct.29,2011)

第1条 (名称)

本会は中央大学学員会支部「白門1984会」と称する。

第2条 (事務所)

本会は事務所を中央大学学員会事務局内に置く。

第3条 (目的)

本会は会員相互の親睦を深め、また、母校中央大学、及び社会の発展に貢献することを目的とし、会員相互の尊厳を尊重し気軽に交流を図り助け合う同期会とする。

第4条 (事業)

本会は前条の目的を達成するために必要なことを行う。

尚、特定の政治、宗教、その他の各種団体への支持表明、支援活動や寄付などは行なわない。また、会員名簿が販売、勧誘の目的に利用されないように注意をはらうこと。

第5条 (資格)

中央大学または同大学院を昭和59年に卒業した者、又は中央大学に昭和55年に入学した者(但し通信教育部に昭和54年10月に入学した者は昭和55年の入学者とみなす)。

第6条 (役員)

本会に次の役員を置く。

支部長	1名
副支部長	3名
幹事長	1名
副幹事長	2名
会計幹事	2名
会計監査	1名

第7条 (役員を選任)

支部長、副支部長、幹事長、副幹事長、会計幹事及び会計監査は総会において選出する。

第8条 (役員職務)

- 1 支部長は、本会を代表し、会務を統括し、学員会支部においては支部長となる。
- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 幹事長は、会務を執行する。また、本会の運営上必要な事項について、審議し執行に当たる。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故ある時はその職務を代行する。
- 5 副幹事長は、会の日常事務を処理する。

- 6 会計幹事は、本会の会計を処理する。
- 7 会計監査は、本会の会計を監査し、総会に報告する。

第9条（役員任期）

役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

尚、補欠または補充によって選任された役員任期は、現任役員残任期間とする。

第10条（総会）

本会は、原則として毎年1回定期総会を開くものとし、必要ある時は、臨時総会を開くことができる。

- 1 総会は支部長が招集し、議長となる。
- 2 総会の議決は、出席者の過半数によって決する。可否同数のときは議長が決する。

第11条（役員会）

支部長は必要に応じて役員会を招集し、議長となる。

役員会は、会計監査をのぞく役員を以って構成する。但し、会計監査は役員会に出席し意見を述べることができる。

第12条（会費）

会費は当面総会参加費、寄付金等を経費にあて、徴収しないものとする。

第13条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第14条（規約の改正）

本規約の改正は総会において、出席会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

附則

この規約は、平成23年10月29日から施行する。